

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和 33 年岩手県訓令第 42 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
貸与を受けることのできる職員	種 類	員 数	貸与期間(年)	備 考	貸与を受けることのできる職員	種 類	員 数	貸与期間(年)	備 考
県土整備部	[略]				商工企業画室	計量器の検定及び定期検査に従事する職員 作業衣	1	2	
[略]					県土整備部	[略]			
[略]					[略]				
地方振興局	火薬、高圧ガス等の製造、販売等の検査及び指導監督業務に従事する職員（盛岡地方振興局、水沢地方振興局、遠野地方振興局、宮古地方振興局及び二戸地方振興局の職員に限る。）	[略]			広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局	火薬、高圧ガス等の製造、販売等の検査及び指導監督業務に従事する職員（盛岡地方振興局、県南広域振興局、宮古地方振興局及び二戸地方振興局の職員に限る。）			[略]
[略]					[略]				

	林業改良指導員及び県有林の事業に従事する職員	[略]						林業普及指導員及び県有林の事業に従事する職員	[略]
	水産業改良普及員及び漁船検認業務に従事する職員	[略]						水産業普及指導員及び漁船検認業務に従事する職員	[略]
	[略]							[略]	
	[略]							[略]	
杜陵学園	[略]							杜陵学園	[略]
工業技術センター	試験研究に従事する職員（意匠、化学又は食品関係の試験研究に従事する職員を除く。）	作業帽	1	1				杜陵学園	[略]
	計量器の検定及び定期検査に従事する職員	作業衣	1	2					
産業技術短期大学校及び職業能力開発校	[略]							産業技術短期大学校及び職業能力開発校	[略]
	[略]							[略]	
農業改良普及センター	改良普及員	[略]						農業改良普及センター	農業普及員 [略]
	[略]							[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。